

# 共通義務確認訴訟における和解に関する規律の在り方

令和3年7月14日

消費者庁

## 事案の概要

- 事業者Yは、経営する高級レストランで提供したコース料理(1人3万円)について、Yの予約サイトやレストラン店内のメニューにおいて「全品有名シェフ監修」「車エビ・和牛使用」などと表記していたが、実際には、有名シェフは全品には関与しておらず、ブラックタイガーエビやオーストラリア産の牛肉が使用されていた
- Yが上記コース料理を提供していたのは半年間であり、売上簿によれば1000人の消費者に料理を提供した
- 特定適格消費者団体Xは、債務不履行・不法行為に該当するとして、上記期間内に上記コース料理の提供を受けた消費者を対象消費者にした共通義務確認の訴えを提起した
- なお、1000人の消費者のうち、500人は予約サイトで予約し、氏名・連絡先等の記録が残っており、残り500人は予約なしに来店し、氏名・連絡先等の記録は残っていない

# 和解内容のイメージ

- ① Yは、消費者1人当たり2万円の解決金を支払う
- ② 解決金の支払を受けられる消費者の条件は下記のとおりとする
  - ・ 申出期間(3か月)内にXに対して申出すること
  - ・ (Yに記録が残っていない者は)対象のコース料理の代金を支払ったことがわかる資料を提出すること
  - ・ 和解の内容に同意し、Yに対して解決金の支払を求める意思を明らかにするための必要書類を提出すること
  - ・ Yから解決金の支払を受けたときはYに対する債権を放棄すること
  - ・ Xに報酬・費用を支払うことに同意すること
- ③ 対象消費者に申出を促すための情報提供は、Xが行う
- ④ Yは、Xに対して、予約サイトを利用した500人分の氏名・連絡先をXに提供する
- ⑤ 支払方法として、Yが所定の期限までに条件を満たした消費者全員分の解決金をまとめてXに支払い、Xが報酬・費用を控除して消費者に交付する
- ⑥ Yは、条件を満たした消費者が1000人に満たないときは、残り的人数分の解決金相当額をNPO法人A(消費者団体訴訟制度の運用を支える公益的な団体)に寄付する
- ⑦ Yは、条件を満たした消費者への解決金の支払を怠ったときは、Xに対して所定の違約金を支払う
- ⑧ Xは、Yが和解で定められた事項をすべて完了したときは、本件について、今後共通義務確認の訴えを提起しない

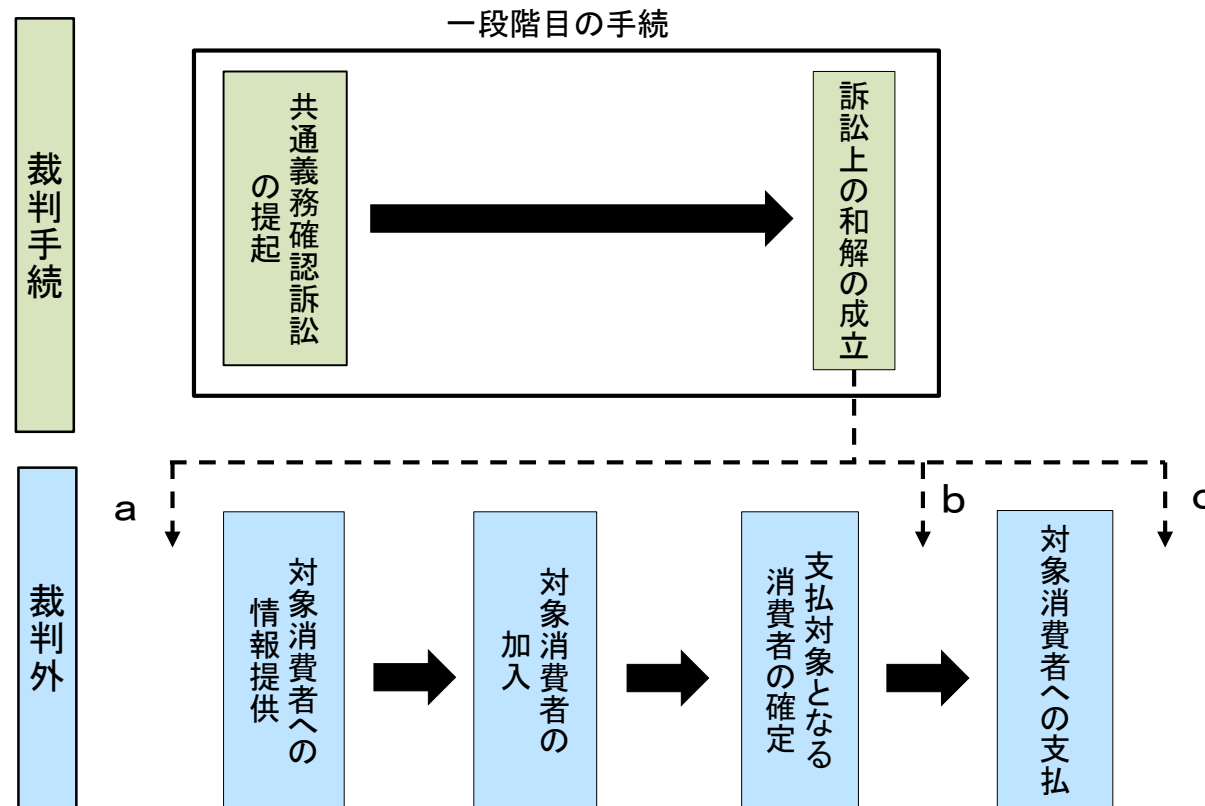
# 和解内容のイメージについての補足

- 申出をしない消費者には和解の効力は及ばない
- 下記のようなバリエーションも考えられる
  - 共通義務の存在を確認したうえで、個々の消費者の損害額を2万円と定めること
  - 解決金の総額を2千万円とし、残余金をAに寄付することとする
  - 情報提供を事業者が行うこと
  - 解決金の支払を事業者が直接すること
  - 消費者への情報提供、対象となる消費者の確定等について、二段階目の手続を利用すること

# 手順のイメージ(1)

和解の手順として、二段階目の手続を【A】利用しない場合と【B】利用する場合とが想定される。

## 【手順A】二段階目の手続を利用しない場合

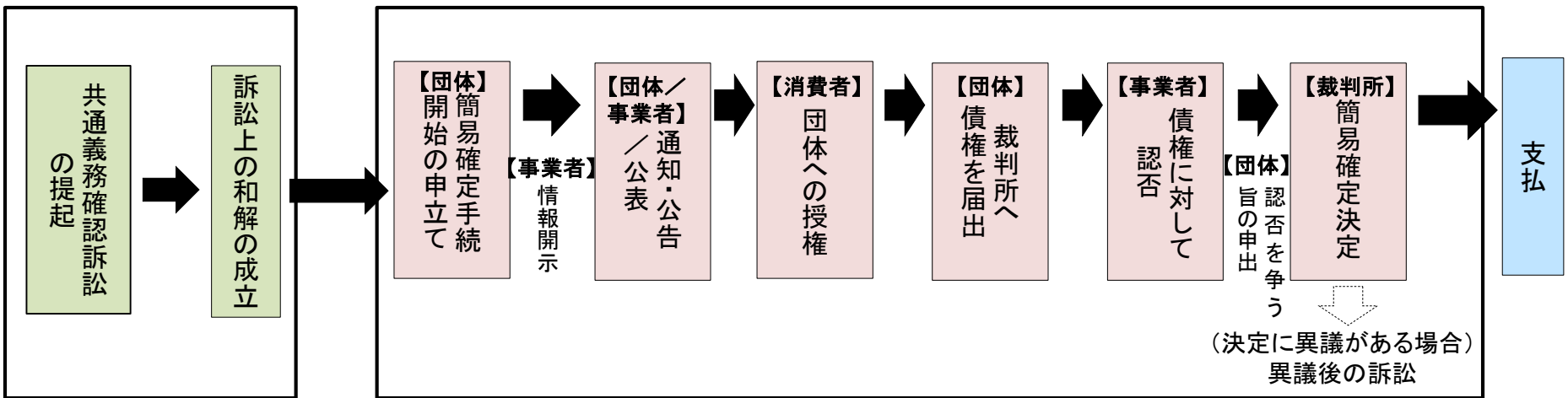


# 手順のイメージ(2)

## 【手順B】二段階目の手続を利用する場合

一段階目の手続

二段階目の手続



# 検討事項① 和解の柔軟化

## 検討事項

- 「和解内容のイメージ」のような和解を可能とするため、共通義務確認訴訟における和解を限定する法第10条の規律を柔軟化することとしてはどうか
- その際、柔軟化に伴う所要の措置として、例えば、下記のような規定の整備をすることとしてはどうか
  - 【二段階目の手続を利用しない和解を可能とするための対応】
    - ・ 事業者が保有する消費者の氏名・連絡先等の情報を団体に開示できるようにする
    - ・ 団体が事業者へ消費者への支払や寄附をさせること、違約金等を受け取ることを財産上の利益の受領の禁止等の対象外とする
    - ・ 裁判手続外でも団体が消費者から報酬・費用を受領可能とする
  - 【二段階目の手続を利用する和解を可能とするための対応】
    - ・ 共通義務の存否を明らかにしない場合でも二段階目の手続を利用可能とする
  - 【他の団体への効力】
    - ・ 共通義務確認訴訟の和解において、団体と事業者との間で不起訴の合意をした場合、他の団体も、同様に当該事業者との関係で当該共通義務に係る訴えを提起できなくなることをとする
- 和解で口外禁止や秘匿条項を定めることについては、法令に抵触しない範囲で、個々の事案に応じて必要かつ適切な範囲でなされるべきものとし、特段の規律は設けないこととしてはどうか

## 検討事項② 和解の適正性の確保

### 検討事項

- 和解内容の適正性確保については、現行法上の規律(①特定適格消費者団体間の相互牽制、②行政による監督)によることとし、この規律の枠内で柔軟化に伴う所要の対応をすることとしてはどうか

#### 【関係する主な意見】

- 適正性の確保で今ある仕組み以上に何かやらなければいけないかとなると、それはそこまで要らないのではないか。事業者側が和解に応じる場合というのは、一応それである程度リスクマネジメントができるであろうと見て和解に応じるわけであって、そういう意味でも、事業者としてもあるべきところを目指すのであり、また、団体としても、他の団体による監視、もしくは消費者庁の監督といった監視・監督の手段があるので、事業者と団体と双方が、おのずと適正な内容の和解を目指していくことになると思っている
- 基本的には事業者のほうで適切な判断をして同意した和解であれば、通常、意思表示の瑕疵等がない限りは問題がないだろうというように考えられる。問題は、現行法もそういう前提を踏まえたうえで、消費者が害されることがないかということだと思うが、なかなか仕組みとして現行法に加えて何かというものは今のところ考えにくい



# 検討事項③ 和解の実効性確保(執行力)

## 和解の手順を踏まえた整理

和解において想定される手順		履行確保のための措置として考え得る対応
【A】	二段階目の手続を利用しない場合	団体が、二段階目の手続の申立て (和解時点では必ずしも二段階目の手続を前提としていなかったが、履行されないことから申し立てる場合)
		団体が、同一共通義務に係る共通義務確認訴訟の再訴 (不起訴合意との関係で許容される場合や和解の内容としての私法上の契約が解除される場合)
		団体が、和解で定められた金銭支払義務に係る共通義務確認訴訟の提訴 (ただし、消費者契約に関するものといえる必要がある)
		団体が、和解を債務名義として違約金について強制執行 (ただし、債務名義の内容が特定されている必要がある)
		団体が、和解を債務名義として和解金について強制執行 (ただし、団体に権利が認められ、債務名義の内容が特定されている必要がある)
【B】	二段階目の手続を利用する場合	通常の二段階目の手続と同様

## 検討事項

- 共通義務確認訴訟における柔軟な和解を実現した場合の実効性確保について、基本的には現行の関係法令の枠組みで対応することとしてはどうか